

【個人投資家の皆様へ】

“みなし取得費の特例”のご利用は、

平成22年12月31日までとなります!!

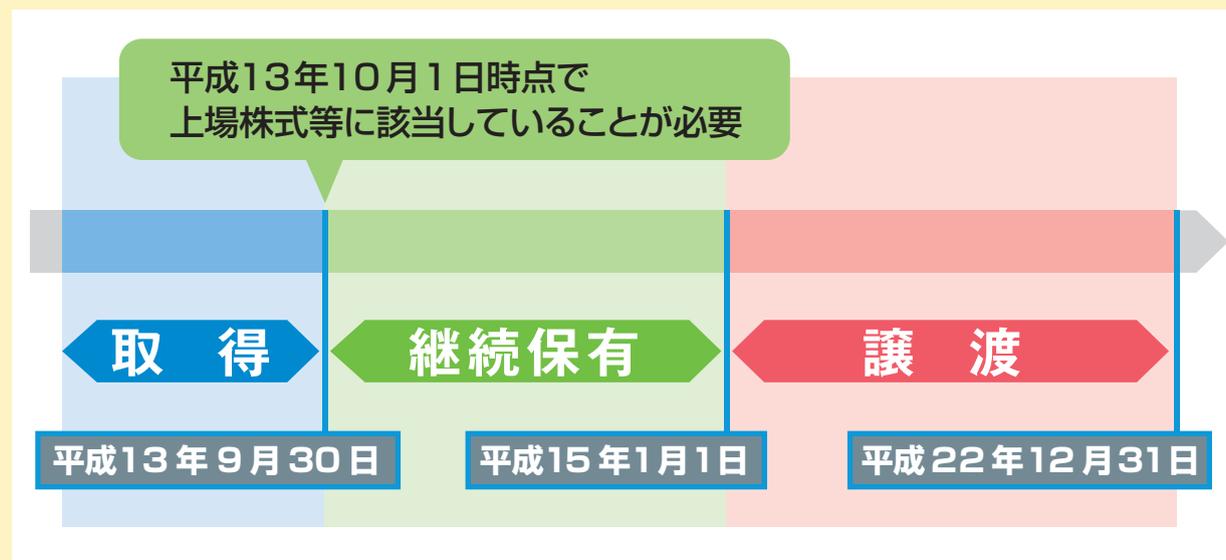
“みなし取得費の特例”とは？

平成13年9月30日以前に取得して引き続き保有していた上場株式等を、平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡し、確定申告を行う場合、“実際の取得価額”と“みなし取得費”を比較して、いずれか有利な方を選択して、その譲渡損益を計算することができます。

なお、“みなし取得費”とは、平成13年10月1日における価額の80%相当額（1円未満は切上げ）のことを指します（平成13年10月1日以降、株式分割や併合等があった銘柄は、調整計算後の金額となります）。

（注1）各金融商品取引所及び国税庁のホームページから平成13年10月1日における価額をご確認いただくことができます。

（注2）“みなし取得費の特例”を利用する場合には、平成13年9月30日以前に取得した同一銘柄の上場株式等の全部に“みなし取得費”を適用して、譲渡損益を計算することになります。このため、同一銘柄の上場株式等の一部に“みなし取得費”を適用し、その他の部分に“実際の取得価額”を適用して譲渡損益を計算することはできません。

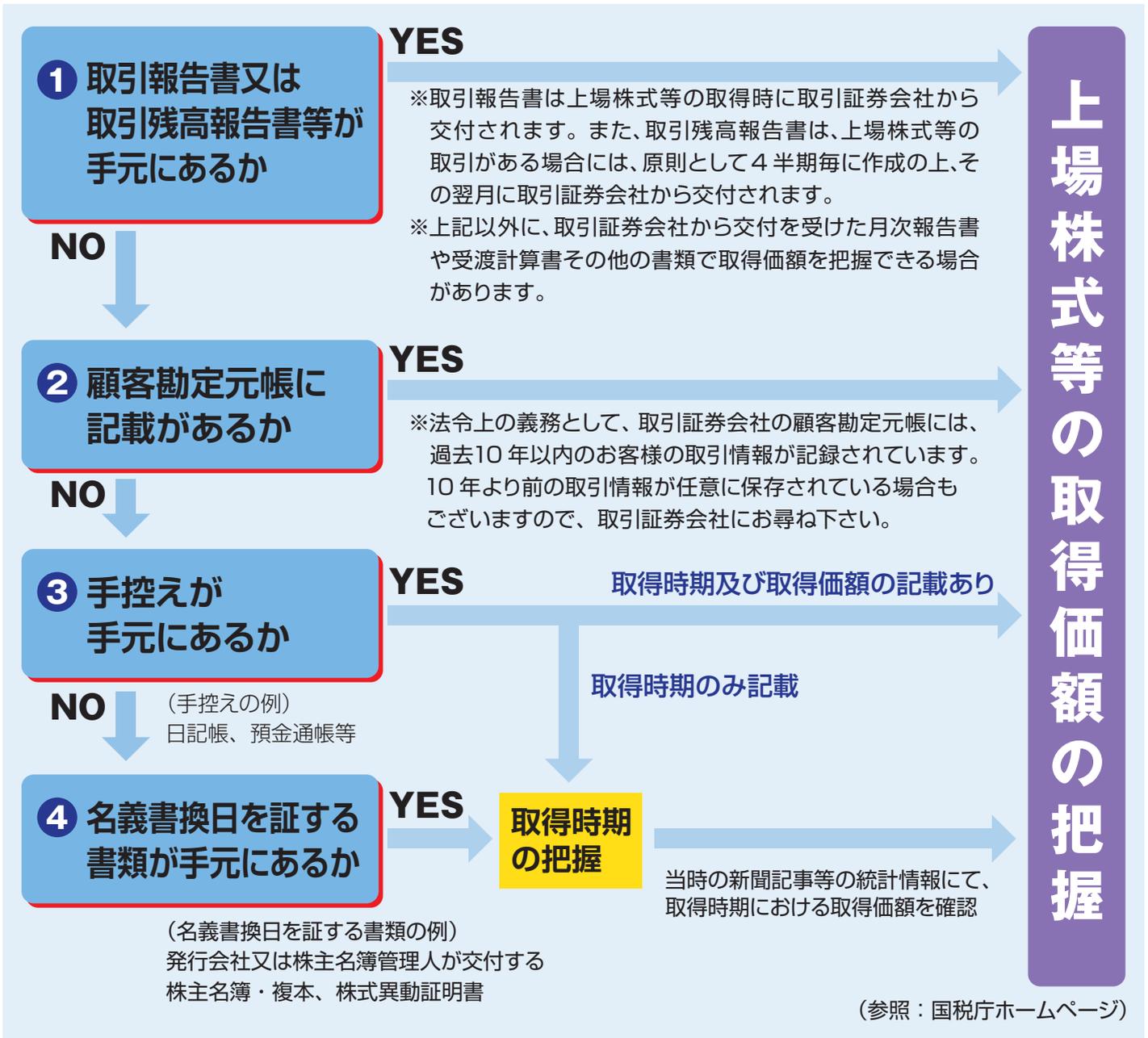


詳細はお取引のある証券会社又は税務署等にご相談ください。
(本リーフレットは平成22年4月時点での情報をもとに作成しております)

日本証券業協会

取得価額の把握の仕方について

平成23年1月1日以後、上場株式等の譲渡を行う場合、“みなし取得費の特例”が利用できなくなりますので、何らかの方法で取得価額を把握する必要があります。この場合、次の方法で取得価額を把握することが考えられます。



※上の①から④のいずれの方法によっても上場株式等の取得価額を把握することができない場合には、譲渡金額の5%相当額を取得費とすることが可能です。

※手控えに取得の月だけしか記載がない場合には、その月の月中平均株価を取得価額とすることが可能です。

※相続により取得した上場株式等の取得価額は、原則として、亡くなった方(被相続人)の取得価額を引き継ぎます。

詳細はお取引のある証券会社又は税務署等にご相談ください。
(本リーフレットは平成22年4月時点での情報をもとに作成しております)